

家庭ごみ有料化についての
基本的考え方

平成20年10月
恵庭市

目次

はじめに	1
1. 恵庭市のごみ処理の現状	
1. ごみ処理の現状	2
2. ごみ排出量の推移	2
3. ごみ処理経費の推移	2
4. 最終処分量の推移	3
5. 家庭ごみの組成	4
2. ごみ減量化の課題	
1. 家庭ごみの減量化	5
2. リサイクル率の向上	5
3. 最終処分量の削減	6
3. 恵庭市循環型社会形成推進施策（案）における家庭ごみ有料化の位置づけ	
1. 家庭ごみ有料化の位置づけ	7
2. 減量目標数値の設定	7
4. 家庭ごみの有料化	
1. 家庭ごみの有料化とは	8
2. 家庭ごみ有料化の目的	8
3. 家庭ごみの導入状況	8
4. 家庭ごみ有料化導入の効果	9
(1) 排出抑制・リサイクルの促進	9
(2) 公平性の確保	9
(3) ごみ処理費用の確保	9
5. 家庭ごみ有料化の内容	
1. 有料化の対象とするごみの範囲	10
2. 手数料負担の仕組み	10
(1) 手数料の徴収方法	10
(2) 手数料の徴収方式	10
(3) 手数料の支払方法	11
(4) 指定袋・シールの流通方式	11
(5) 指定ごみ袋の種類	11
3. 手数料算定の考え方	11
4. 手数料収入の用途	12
5. 減免対策	12
6. 実施時期	12
6. 家庭ごみ有料化実施にあたって併せて実施する施策	
1. 併せて実施する施策	13
7. 市民への周知	
1. 市民説明会の開催	14
2. 周知啓発手段	14
3. 指定ごみ袋試供品の提供	14

はじめに

私たちは、このより良い恵庭の環境を次世代に引き継いで行くために、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会」を実現しなければなりません。

そのために、発生するごみの量を抑制することやごみの中に含まれる再び資源として利用できるものを循環利用して行く取り組みを進めることが、今日の重要な課題となっています。

本市では、これまでも発生するごみの量を抑制するために、様々な取り組みを進めて来ましたが、循環型社会への確実な転換を図るためには、市民・事業者・行政が三者協働のもとに推進することが求められています。

こうした中、ごみ減量・リサイクルの推進に向けて、公募により市民会議に参加する市民を募り、幾度に渡る会議を経て、市民意見として取りまとめた「恵庭市循環型社会形成のための市民提案」を基に、ごみ減量とリサイクル推進などについての具体的施策として、「恵庭市循環型社会形成推進施策(案)」を策定し、ごみ減量目標数値について、平成27年度で、ごみの排出量を529g/日・人、リサイクル率を41%、最終処分量を1/4に低減することを目標としました。

そのため、平成20年2月、恵庭市廃棄物減量等推進審議会に「恵庭市循環型社会形成推進施策(案)」を諮問し、その施策の一つである「家庭ごみの有料化」について、審議を重ねていただいたところ、同年7月14日、同審議会から「ごみ減量化に向けた有効な施策の一つである」との答申を受けました。

本市では、この答申に基づき、ごみ減量に向けた家庭ごみの有料化についての「基本的な考え方」を取りまとめました。

今後は、この基本的な考え方に対する市民の意見を聞きながら、家庭ごみ有料化制度の内容や実施時期などについて具体的に検討しながら進めてまいりたいと考えています。

1. 恵庭市のごみ処理

1. ごみ処理の現状

本市では、分別の徹底と適正処理の促進を目的に、平成7年度に指定ごみ袋制を導入したほか、平成12年度には資源ごみ分別収集の開始、また、その後順次分別区分の拡大を図り、現在4分類12分別として、ごみの減量・リサイクルの推進に取り組んでいます。

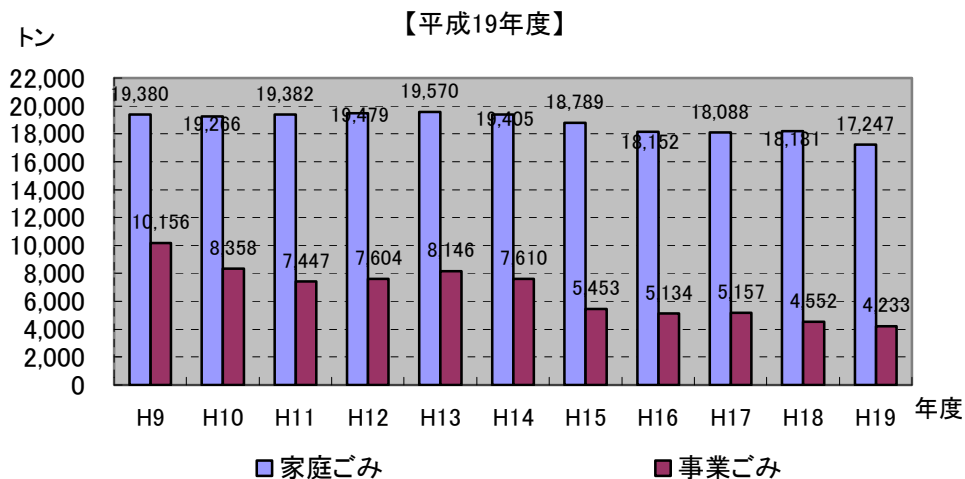
しかしながら、ごみ処理量については、平成11年度をピークに暫減傾向にはあるものの、近年、ほぼ横這い傾向で推移していることから、さらなるごみの減量・リサイクルの推進に向けた取り組みが必要不可欠となっています。

2. ごみ排出量の推移

本市の家庭からと事業所からの排出量（一般廃棄物）は、年間約21,480トン（平成19年度）あります。

家庭ごみについては、平成13年度をピークに減少してきているところではありますが、ほぼ横這い状況で推移しています。事業系ごみについては、平成9年度より着実に減少してきた結果、近年はその減少した推移を維持して、ほぼ横這い状況で推移しています。

図1-1【ごみ量の推移(一般廃棄物)】



3. ごみ処理経費の推移

本市のごみ収集から処分までの経費は、年間5億8千1百万円（平成19年度）程度かかっています。この経費は市民1人あたり8,494円、1世帯あたり19,833円かかっています。

図1-2【ごみ処理経費の推移】

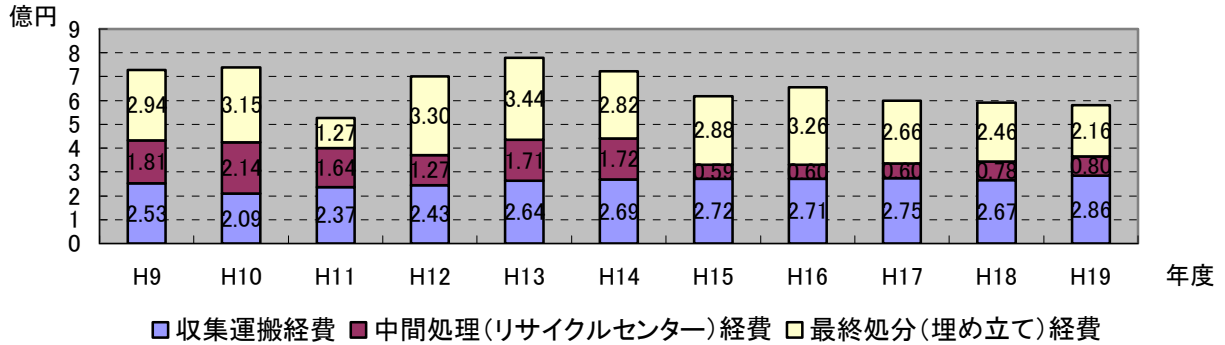
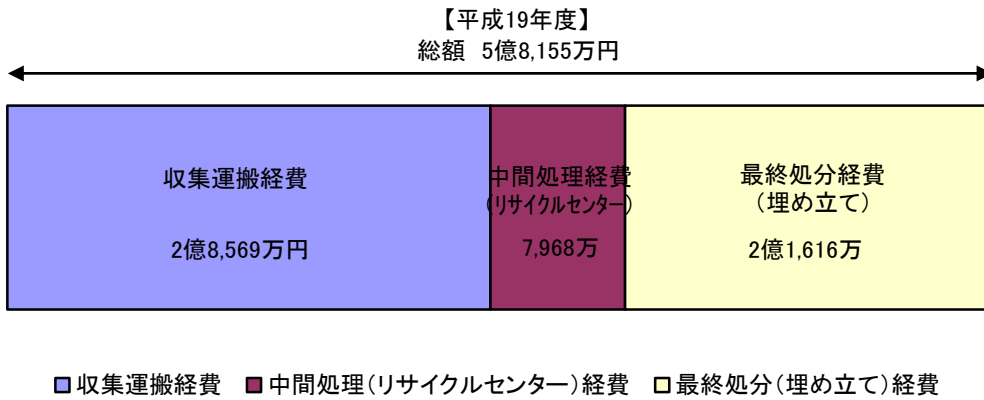


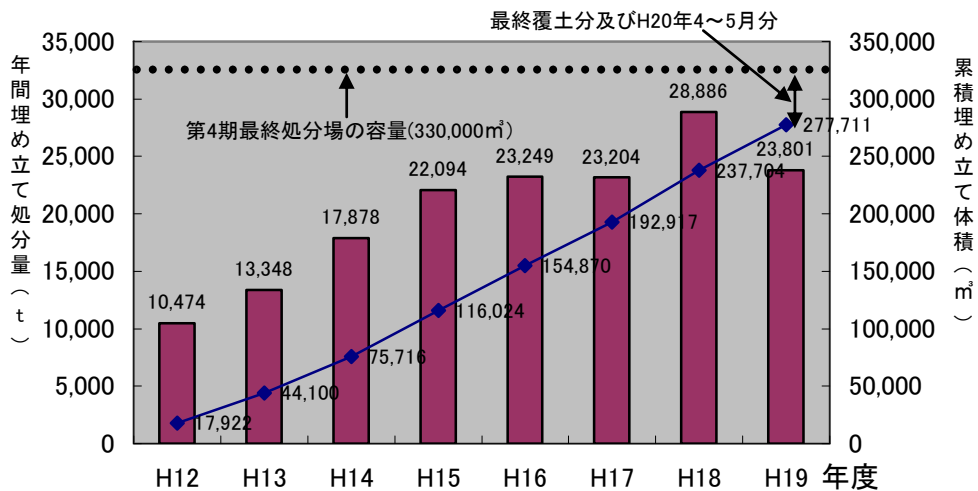
図1-3【ごみ処理経費】



4. 最終処分量の推移

平成12年度から埋め立てを開始した第4期最終処分場は予定より2年早く一杯となり、予定を前倒して平成20年度から平成31年度までの埋め立て期間として、第5期最終処分場へのごみの搬入が始まっています。

図1-4【年度別最終処分量と累積埋め立て体積容量】
【第4期最終処分場】



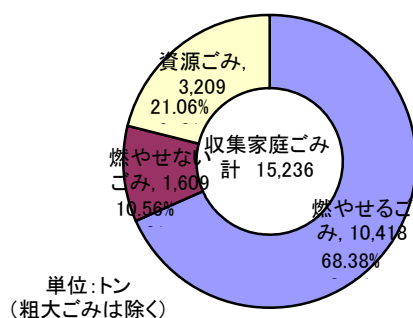
※年間埋め立て処分量は一般廃棄物及び産業廃棄物の合計
※覆土量含む

5. 家庭ごみの組成

(1) 家庭ごみの区分ごとの内訳

家庭から排出される分別区分ごとの内訳は、燃やせるごみの割合が全体の70%程度と大部分を占めています。また、燃やせないごみの割合は10%程度、資源ごみの割合が20%程度であり、燃やせるごみの減量が必要であります。

図1-5【家庭ごみの分別区分ごとの内訳】
【平成19年度】



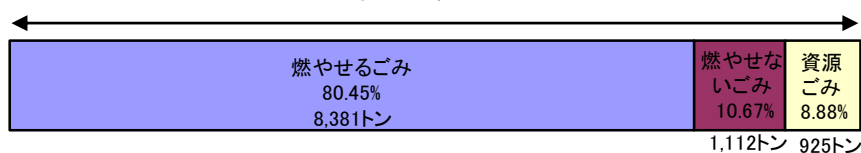
(2) 燃やせるごみと燃やせないごみの中に含まれる資源ごみの割合

燃やせるごみと燃やせないごみの組成では、正しく分別されていない割合が、燃やせるごみで約20%、燃やせないごみで約35%あります。

そのうちリサイクルできる資源ごみの割合については、燃やせるごみで9%、燃やせないごみで18%含まれていると推計され、適正な分別について徹底していく必要があります。

図1-6【燃やせるごみの組成割合】

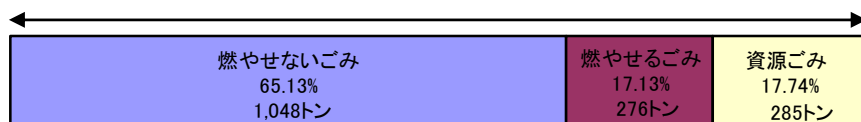
総量10,418トン



■ 燃やせるごみ ■ 燃やせないごみ □ 資源ごみ

図1-7【燃やせないごみの組成割合】

総量1,609トン



■ 燃やせないごみ ■ 燃やせるごみ □ 資源ごみ

※ (平成15年度ごみ組成分析を基にごみ処理量を平成19年度に置き換えて試算)

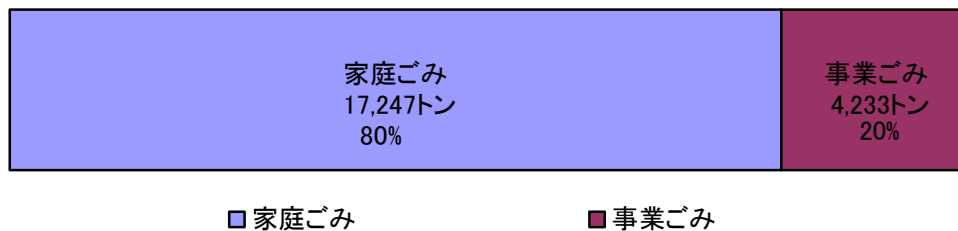
2. ごみ減量化の課題

1. 家庭ごみの減量化

本市の家庭ごみの排出量は、減少傾向にはあるものの、その減少率については鈍化している状況であります。一般廃棄物の排出量は、約80%が家庭ごみであるため、今後は、家庭ごみの発生をいかに抑制していくか、また、適正な分別をいかにしていくかが重要であり、大きな課題となっております。

図2-1【一般廃棄物排出量の割合】

【平成19年度】



2. リサイクル率の向上

本市のリサイクル率は、順調な伸びを見せてきていますが、平成17年度の実績値で16.9%となっており、全国平均19.0%、全道平均17.2%を下回っている状況であります。ごみ組成内訳から、燃やせるごみと燃やせないごみに含まれる資源ごみの割合はそれぞれ約9%、18%程度あると推計されていることから、ごみの中に含まれる資源として循環させることのできるごみについて、適正に分別して有効利用を進めていくことが課題となっております。

表2-1【リサイクル率の推移】

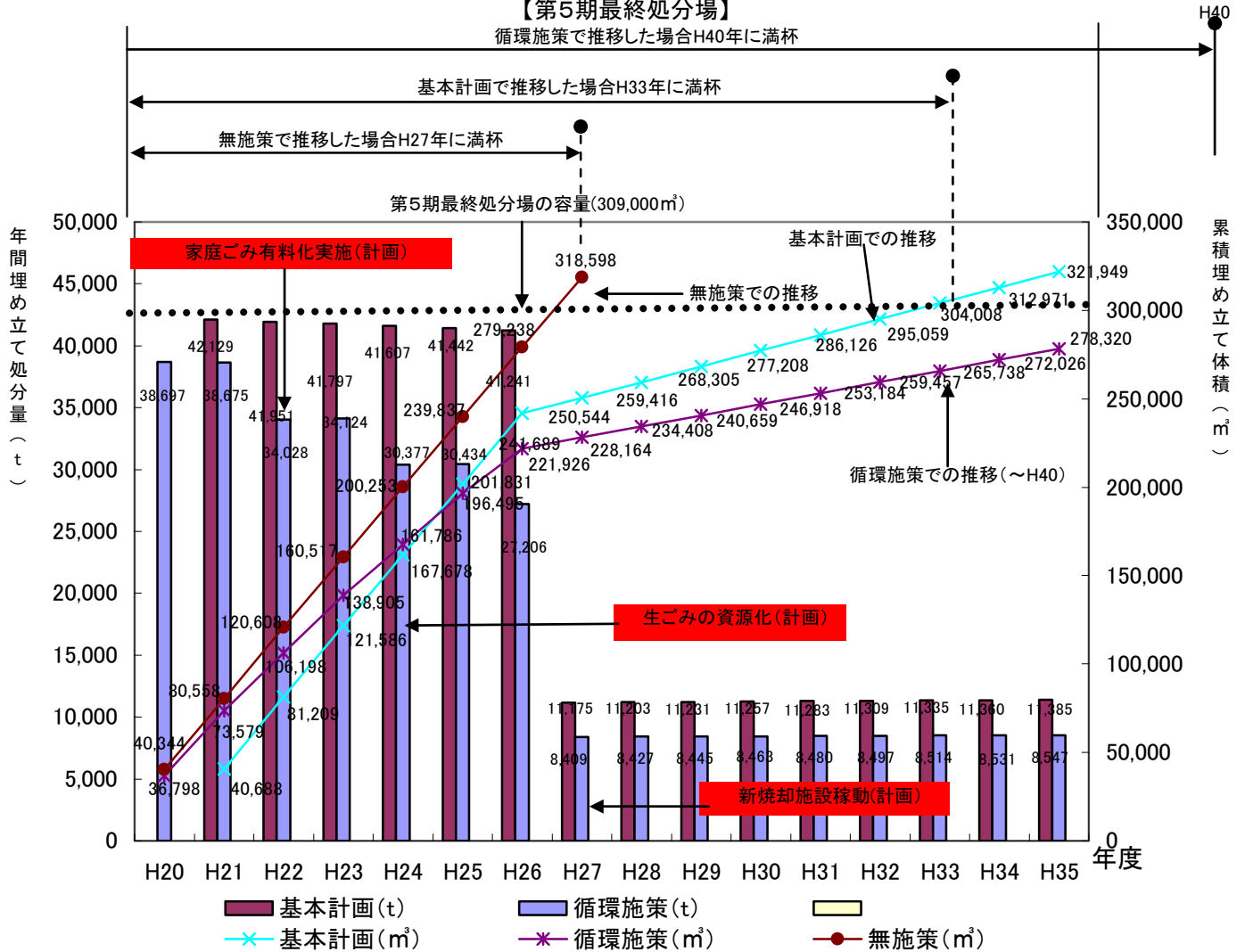
	H14	H15	H16	H17	H18	H19
恵庭市	12.9%	16.2%	16.2%	16.9%	18.2%	24.5%
全道平均	11.9%	14.0%	15.3%	17.2%	-	-
全国平均	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	-	-

※北海道及び全国平均のリサイクル率については、北海道一般廃棄物処理事業実態調査より引用しています。

3. 最終処分量の削減

最終処分場に埋め立てできるごみの量には限界があることから、恵庭市循環型社会形成推進施策に掲げられた4分類20項目に及び様々な施策を実施することにより、ごみの減量とリサイクルの推進を図り、最終処分場を延命化することが課題となっています。

図2-2【年度別最終処分量と累積埋め立て体積容量の推計】
【第5期最終処分場】



※基本計画＝恵庭市一般廃棄物処理基本計画(平成18年度策定)
 ※循環施策＝恵庭市循環型社会形成推進施策(案)
 ※無施策＝無施策での推移

3. 恵庭市循環型社会形成推進施策における家庭ごみ有料化の位置づけ

1. 家庭ごみ有料化の位置づけ

本市では、目指すべき循環型社会の姿を「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される持続可能な循環型社会の形成」と掲げ、その実現とごみ減量に向けて、4分類20項目に及ぶ施策を実施することとしています。

その1項目として、ごみ処理の優先順位の1番目とされている「発生抑制についての施策」の中に「家庭ごみの有料化」を掲げ、重要なごみ減量方策として位置づけています。

2. 減量目標数値の設定

本市では、循環型社会の形成に向けて、4分類20項目に及ぶ減量施策について実施することによる新たなごみ減量目標数値について定めています。

新たな目標値は、家庭ごみの有料化による減量や生ごみの資源化などにより、平成18年度の実績値を大きく上回るものとなっています。

表3-1【新目標数値によるごみ排出量及びリサイクル率・最終処分量低減の推移】

	平成18年度実績	平成27年度目標
1人1日当たりのごみ排出量	696g/日・人	529g/日・人
リサイクル率	18%	41%
最終処分量低減の目標値	(126%)	1/4に削減

※最終処分量については、平成9年度を基準としています。

4. 家庭ごみの有料化

1. 家庭ごみの有料化とは

家庭での日常生活から発生するごみについて、排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担してもらう制度のことをいいます。

2. 家庭ごみ有料化導入の目的

ごみ減量化のための排出抑制やリサイクルの一層の推進、排出量に応じた費用負担により、ごみ処理について市民に関心を持ってもらうこととごみ処理費用の確保と考えています。

3. 家庭ごみ有料化の状況

家庭ごみの有料化については、現在、道内35市のうち26市が導入済みであり、今後、導入予定市が4市あります。

表4-1【道内各市のごみ有料化実施状況】

	市名	導入年月日		市名	導入年月日
1	伊達市	平成 1年 7月	14	深川市	平成15年 7月
2	室蘭市	平成10年10月	15	帯広市	平成16年10月
3	根室市	平成10年 月	16	網走市	平成16年10月
4	登別市	平成12年 4月	17	江別市	平成16年10月
5	留萌市	平成12年12月	18	北見市	平成16年11月
6	函館市	平成14年 4月	19	三笠市	平成16年12月
7	砂川市	平成12年 9月	20	小樽市	平成17年 4月
8	歌志内市	平成14年10月	21	釧路市	平成17年 4月
9	赤平市	平成15年 4月	22	千歳市	平成18年 5月
10	名寄市	平成15年 4月	23	石狩市	平成18年10月
11	滝川市	平成15年 4月	24	夕張市	平成19年 7月
12	紋別市	平成15年 7月	25	旭川市	平成19年 8月
13	芦別市	平成16年 4月	26	美唄市	平成19年10月

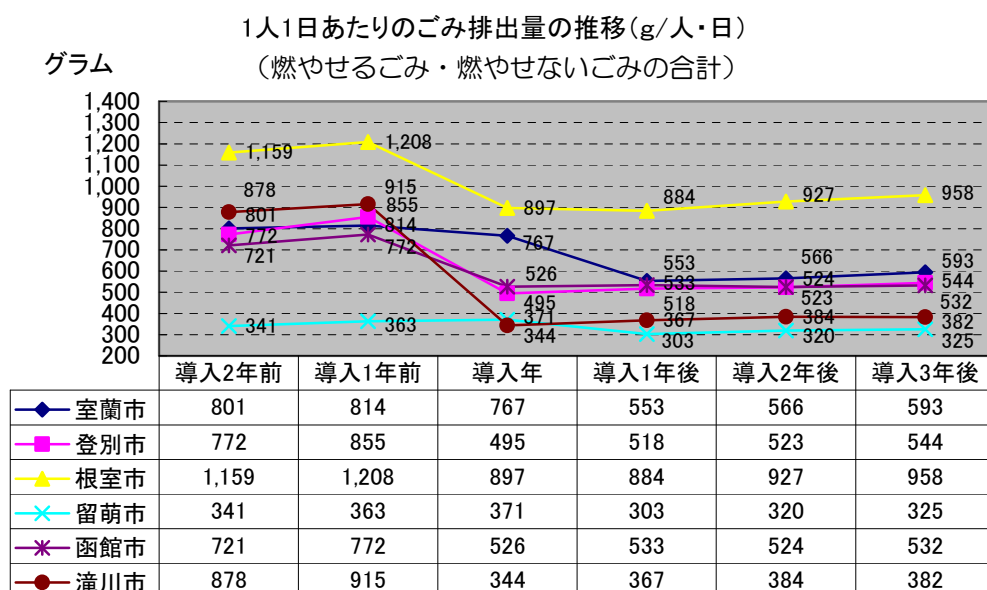
※北広島市・稚内市・札幌市・士別市が導入予定

※粗大ごみについては道内32市で実施済み

※道内家庭ごみ実態調査資料(H20/4恵庭市実施)

■道内における有料化実施都市の1人1日当たりのごみ排出量を図で示しました。有料化実施1年前と3年後を比較しますと「リバウンド現象」は起こさず、平均で31%の減量効果を上げています。

図4-1【道内6市の家庭ごみ有料化実施状況】



※恵庭市における1人1日あたりのごみ排出量の推移696g/人・日(H18))

※道内家庭ごみ有料化実態調査資料(H20/4恵庭市実施)

4. 家庭ごみ有料化導入の効果

(1) 排出抑制・リサイクルの促進

ごみ排出量に応じた費用負担を実感できるため、ごみの排出方法や処理方法に関心を持つことに繋がり、ごみとなるものを家庭に持ち込まないなど発生・排出抑制が進むと考えています。また、正しい分別の仕方が進み、リサイクルが促進される効果があると考えています。

(2) 公平性の確保

ごみ処理費用をこれまでのように税で賄う方式では、ごみの排出量の多少にかかわらずごみ処理がされることとなりますが、家庭ごみの有料化により、ごみの排出量に応じて費用負担をすることになると、ごみ減量・リサイクルに取り組む人の行動が報われ、費用負担の公平性が確保できると考えています。また、ごみ処理に対して意識をもつ人が増え、ごみ減量・リサイクルが促進される効果があると考えています。

(3) ごみ処理費用の確保

家庭ごみの有料化による収入を、リサイクルのための中間処理施設整備費やごみ処分費、ごみ減量化に向けた施策・事業に活用することができると考えています。また、ごみの分別・リサイクルが進むことで、最終処分場の延命化が図られる効果があると考えています。

5. 家庭ごみの有料化の内容

1. 有料化の対象とするごみの範囲

家庭ごみ有料化の対象とするごみの範囲については、循環型社会を形成・推進する観点から、ごみの全体量を減量することが重要であることから、ごみ全体を対象とすることが基本であると考えています。しかしながら、分別の徹底や資源化の一層の推進を図り、ごみ処理についての意識を深くもっていただくことに重点を置き、「燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ」とすることが、現在において対象とするごみの範囲として適切であると考えています。

これらのごみを有料化の対象とすることで、ごみの発生する量を減らそうとすることやごみを排出する際に正しく分別することについてのインセンティブ(誘因・動機付け)が働くと考えています。尚、「資源ごみ」については、資源化促進の観点から検討していきます。

2. 手数料負担の仕組み

(1) 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法としては、有料化を実施している多くの都市で「指定袋制」と「シール制」により実施され効果を上げています。どちらの場合についても市民が購入する際に手数料を徴収できる利点があり、また、本市では既に「指定袋制」を実施していることから市民へ浸透されており、適切であると考えています。また、指定袋に入らないものについては、現在の排出方法により「シール」を用いて徴収する方法が適切であると考えています。

手数料の徴収方法は「指定袋制」及び「シール制」を併用する方法が最も適切であると考えています。

(2) 手数料の徴収方式

手数料の徴収方式としては、「定額制」「超過量方式」「排出量単純比例型」など様々な方式がありますが、有料化の目的であるごみの減量化を進める上で、市民に最も分かり易く最も効果が望める方式であることが重要であります。また、費用負担の公平性を確保する観点から、ごみの排出量が多ければ負担が増え、少なければ負担が少なくなる仕組みである「排出量単純比例型」が適切であると考えています。

※「定額制」→排出量に関係なく一定の金額が課金される方式

※「超過量方式」→一定枚数までは無料、超過枚数分より排出量に応じて課金される方式

※「排出量単純比例型」→ごみ排出量に応じて課金される方式

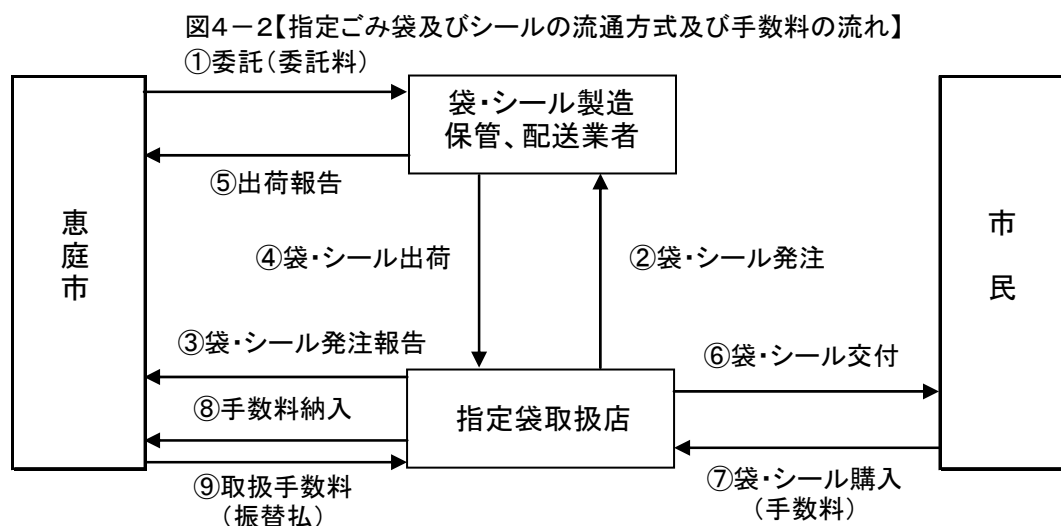
(3) 手数料の支払い方法

手数料の支払い方法については、市が指定した取扱販売店で、市民が指定ごみ袋・シールを購入して、代金を支払うことで手数料を納める方法が適切であると考えています。

取扱販売店は、市民から一時預かった手数料を市へ納入することになります。

(4) 指定袋・シールの流通方式

指定袋・シールの流通方式については、「指定ごみ袋・シール取扱制度」を設け、購入に際して不便とならないように、「指定袋取扱店」による流通が適切であると考えています。



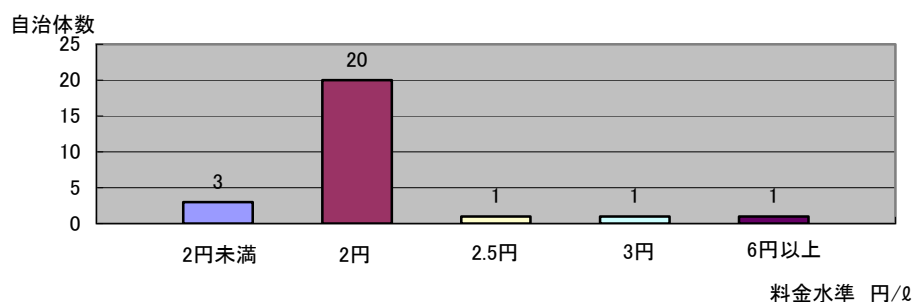
(5) 指定ごみ袋の種類

ごみ袋の種類については、有料化する対象ごみの区分ごとに、また、排出量に応じた容量のものを用意する必要があると考えています。本市では、ごみの区分ごとに3種類の大きさの指定袋制をとっていますが、ごみの減量化に取り組みやすく排出量に応じた袋を用意する必要があることから、4種類程度の袋を用意することが適切であると考えています。

3. 手数料算定の考え方

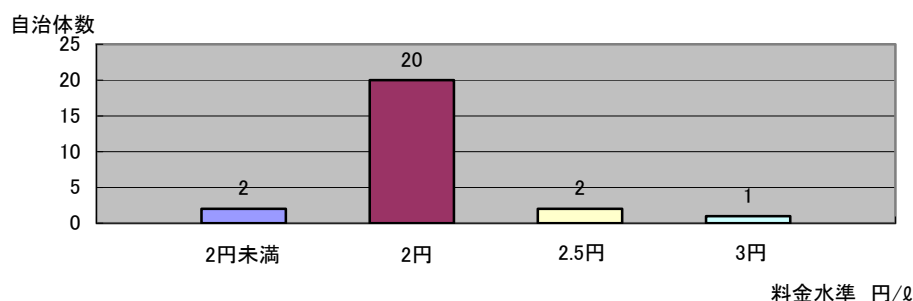
ごみ処理経費の一部の負担を求めることを基本に、石狩管内の水準（10当たり単価2円）を参考とし、ごみの減量化に効果的であり、また、市民に過度の負担とならない料金設定を検討します。

図4-2【有料化実施市における指定ごみ袋1ℓ当たり単価(燃やせるごみ)】



※道内家庭ごみ有料化実態調査(H20/4恵庭市実施)

図4-3【有料化実施市における指定ごみ袋1ℓ当たり単価(燃やせないごみ)】



※芦別市については、10kg単位となっているため、除く
 ※道内家庭ごみ有料化実態調査(H20/4恵庭市実施)

4. 手数料収入の用途

家庭ごみ有料化による手数料収入は、ごみ処理経費の一部を市民に負担していただくものなので、その用途につきましては、ごみ減量・資源化の推進など廃棄物処理関連事業に充てることとして考えています。

5. 減免対策

家庭ごみの有料化は、全ての市民を対象にごみの排出量に応じた費用負担を求めるものでありますが、本市の他の公共料金との整合性を図りながら検討いたします。

6. 実施時期

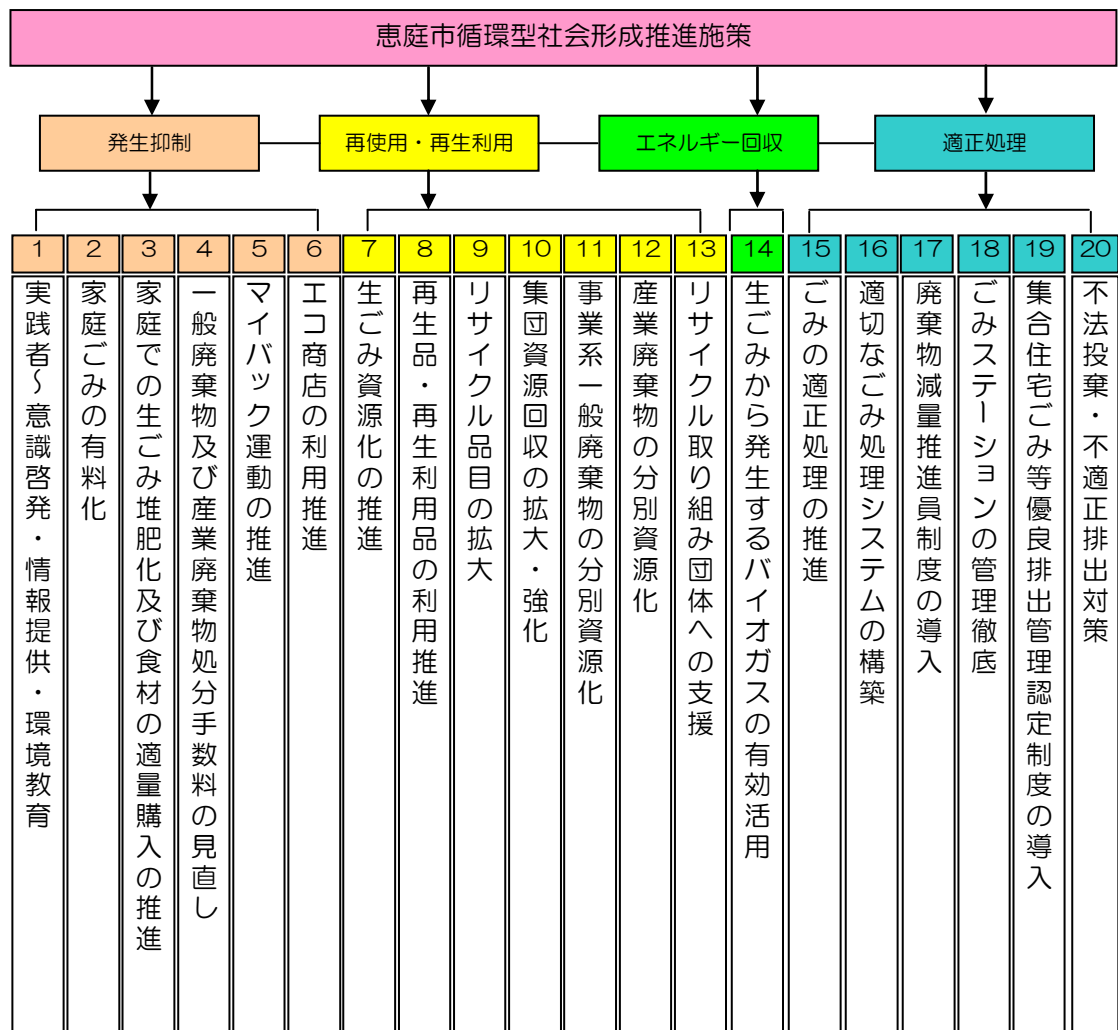
実施時期については、関係条例改正手続き及び制度導入についての準備期間、また、市民への十分な制度内容の周知期間を設けることが必要であることから、平成22年4月導入を目途と考えています。

6. 家庭ごみ有料化実施にあたって併せて実施する施策

家庭ごみの有料化は、ごみ減量化を推進する有効な施策の一つではありますが、家庭ごみの有料化のみの実施ではその効果が薄れてしまうことから、ごみ減量・リサイクルを進めるための施策を併せて行うことにより、その相乗効果から、より一層のごみ減量化が進むと考えています。

このことから、家庭ごみの有料化実施と併せて、次のような施策を実施します。

1. 併せて実施する施策



7. 市民への周知

家庭ごみの有料化を円滑に実施するためには、十分な市民理解の下に進めることが重要であり、市民へのきめ細かい周知啓発手段による広報活動を行います。

1. 市民説明会の開催

町内会を対象とした市民説明会の開催、また、出前講座等による町内会以外の各種団体についても説明機会を設けます。

2. 周知啓発手段

- ① 広報えにわ・恵庭市ホームページにより情報提供を行います。
- ② パンフレットを作成し、全世帯を対象に配布します。
- ③ 公共施設、販売小売店等へのポスターの掲出やチラシを配布します。
- ④ FMパンプキンでの情報提供を行います。

3. 指定ごみ袋試供品の提供

家庭ごみ有料化の実施にあたり、市民への周知徹底や内容の理解を深めてもらうため、市内全世帯対象に（試供品）を配布します。